

## 重要なお知らせ

### ○給水装置工事基準改正とその概要について(令和8年4月1日施行)

#### ① 直結直圧給水可能な対象建物について、階数や高さ等の制限を撤廃します。

これに伴い、「3階建直結直圧式・直結増圧式給水装置施行基準」は廃止となり、一部内容は給水装置工事基準に移行します。

なお、3階建以上に該当する場合は、様式12号「直結式給水設計協議書(事前協議書)」の提出が従来通り必須ですが、様式10号「設計水圧協議申込書」の提出は「管理者が指定する地域※」を除き任意となります。

#### ② 「管理者が指定する地域※1」を除き、設計水圧は一律0.20Mpaとします。それ以上の設計水圧が必要な場合は様式10号「設計水圧協議申込書」を提出して下さい。

ただし、局の提示水圧は従来通り0.25MPaを限度とします。

#### ③ 「管理者が指定する地域※」の設計水圧は、様式10号「設計水圧協議申込書」を提出して確認願います。ただし、局の提示水圧は0.20MPaを限度とします。

#### ④ 「3階建直結直圧式・直結増圧式給水装置施行基準」の様式を様式10号～様式14号として移行及び一部改正します。

#### ⑤ 3階建て以下かつ3階部分の水栓が大便器(洗浄タンク)1栓のみである場合、

全域で様式12号「直結式給水設計協議書(事前協議書)」の提出が不要となります。

#### ⑥ 複数戸建住宅等の共用給水主管( $\phi 40, \phi 50$ 等)の設置可能メーター数を緩和します。

例(共用給水主管 $\phi 40$ で $\phi 20$ メーター設置可能数 改定前5→改定後8)

#### ⑦ 共同住宅の戸数制限を撤廃します。(旧表-7引込管及び給水主管口径と給水戸数表の削除)

なお、給水管の流速2.0m/sを超過する戸数は従来通り不可とします。

#### ⑧ 2世帯住宅以外でも $\phi 25$ の給水管から $\phi 20$ のメーター2個の設置が可能となります。

#### ⑨ 居住人数から同時使用水量を予測する算定式(新手法)が使用可能となります。

#### ⑩ 様式第9号「水道直結式スプリンクラー設備の設置に伴う誓約書」を新設します。

#### ⑪ 寄附採納は伊丹市寄附採納取扱要綱に基づく手続きとなります。

※1 「管理者が指定する地域」は下記のとおり。詳細範囲は窓口で確認願います。

全域が該当	大野、荻野、北野
一部が該当	鴻池、中野北、東野、瑞原、緑ヶ丘

※2 改定後の基準書については、局ホームページや給排水課窓口で閲覧可能です。

**改正詳細**(主な改正内容のみ、下記ページ数は改正後ページ数)

① P14 第2章第3節の改定

- 給水方式決定の基本となる条件を移行整理して記載
- 配水管からの最大給水管分岐口径を「配水管口径の2ランク以下」から  
「原則、配水管口径未満」に改正
- 「管口径均等表」の廃止。「共用給水管からの口径別分岐可能数」を新設

表一2 共用給水管(主管)からの口径別分岐可能数 ※

支管	13 mm	20 mm	25 mm	40 mm	50 mm	75 mm
主管						
13mm	1					
20mm	3	1				
25mm	5	2	1			
40mm	23	8	4	1		
50mm	52	18	9	2	1	
75mm	164	56	28	7	3	1

※試算条件 ①標準的な2階建て住宅で試算した場合の概ねの給水戸数としている。

②共用給水管(主管)の口径は、末端まで同口径として試算している。

② P15 第2章第4節(設計水圧)を新設

1 設計水圧は下記のとおり決定する。

(1) 設計水圧は、0.20MPa を標準設計水圧とする。ただし、「管理者が指定する地域」は、0.20MPa を上限として「実測値」を設計水圧とする。

(2) (1) 以外の地域において申込者が希望する場合は、0.25MPa を上限として「実測値」を設計水圧とすることができる。

1 「管理者が指定する地域」は、主に最小動水圧が 0.22MPa 未満の地域であり、市内最小動水圧分布やダウンサイ징を考慮した配水管更新及び配水管網の再構築による影響等を勘案して定めた地域である。

「管理者が指定する地域」に該当するかは別途管理者に確認すること。

2 「実測値」とは、管理者が現地付近で一定期間実測した最小動水圧から 0.02MPa を減じた値とする。

3 「実測値」の通知は、様式 10 号「設計水圧協議申込書」が提出された場合に、管理者が実測し、様式 11 号「設計水圧通知書」で通知するものとする。

③ P21 他 第2章第5節の改定

- 居住人数から同時使用水量を予測する算定式を用いる方法

(調査により提案された新たな方法)を新設

- 旧表-7 引込管及び給水主管口径と給水戸数表の廃止

④ P38 第2章第4節及び第5節の新設

- 水道直結加圧型ポンプユニットの選定基準、ボックスの選定基準

⑤ P46~ 第2章第7節及び第8節及び第9節の新設(内容は一部移行)

- 3 階建以上の共同住宅における給水装置、増圧装置、メーターの 2 次側に設置する特殊器具

⑥ P48~ 第6章第13節の改定(内容は一部移行)

- 標準施工図に「3 階建直結直圧式・直結増圧式給水装置施行基準」の図を移行、受水槽式の標準施工図を追加

⑦ P82 第9章第11節の新設(内容は一部移行)

- 3 階建て以下かつ 3 階部分の水栓が大便器(洗浄タンク) 1 株のみである場合、地域に関わらず直結式設計協議(事前協議)を不要とする内容に改定

⑧ P85 第9章第13節の改定

- 寄附採納は伊丹市寄附採納取扱要綱に基づく手続きとする内容に改定

⑨ P87~第9章第14節の新設(内容は一部移行)

- 様式第 9 号(水道直結式スプリンクラー設備の設置に伴う誓約書)の新設
- 「3 階建直結直圧式・直結増圧式給水装置施行基準」の様式を  
様式 10 号～様式 14 号として移行及び一部改正